

## 厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導監査実施方針

### 1 目的

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下、「特定教育・保育施設等」という。）に対して、特定教育・保育施設等の設置者又は事業者の責務、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第17号）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項に準ずる内容を周知徹底させるとともに、法令等に基づく適正な事業実施を確保し、過誤及び不正の防止を図ること目的とする。

### 2 対象施設及び箇所数

(1) 特定教育・保育施設（保育所）

(2) 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）

※ 対象施設における特別保育事業等の実施状況についても確認するものとする。

### 3 実施方法

(1) 集団指導

特定教育・保育施設等に対し、各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認められる場合に、設置者等を一定の場所に集めて講義形式の方法により実施する。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等を訪問し、設置者等から関係書類等を基に説明を求め、個別に面談する方法により実施する。

(3) 監査

ア 違反疑義等の確認について、次に掲げる情報を踏まえ特に必要があると認められる場合に随時実施する。

(ア) 要確認情報

a 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

b 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(イ) 実地指導において確認した情報

イ 実地指導中に、次に掲げる状況を確認した場合は、直ちに監査へと変更する。

(ア) 著しい運営基準違反が確認され、児童の生命、又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

(イ) 施設型給付費等の請求に不正、又は著しい不当が認められる場合

### 4 実地指導重点事項

実地指導における重点指導項目については、前年度の実地指導の状況等を考慮した上で定めるものとするが、原則として、連続する概ね3か年度については同様の内容とする。

(1) 特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準

- ア 重要事項説明書（運営規程の概要等を記した文書）について、特定教育・保育等の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しているか。
- イ 特定教育・保育施設等において徴収する利用者負担額について、保護者の同意を得て適切に徴収がされているか。また、運営規程等に記した徴収項目と実態が相違していないか。
- ウ 利用開始に際し、保護者の提示する支給認定証等によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量（保育標準時間、保育短時間）等を確認しているか。
- エ 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額の通知等をしているか。  
(特定地域型保育事業のみ)
- オ 運営規程等で定められた休園日を除き、教育・保育認定に沿った教育・保育の提供を行っているか。
- カ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。